

Q749. 残業代の消滅時効が中断されるのはどのような場合ですか？

労基法は、残業代の消滅時効期間を、当面の間は3年（2020年3月31日までの給料日に支払われるべき残業代は2年）と定めており、これ以外については民法の一般原則によることとなります。

民法147条では、

- ① 請求
- ② 差押え、仮差押え及び仮処分
- ③ 承認

を時効中断事由として規定するほか、民法153条では、

- ④ 6か月以内に裁判上の請求等

をしたことを前提とした「催告」を中断事由として定めています。

実際には、内容証明郵便等で残業代の支払を請求してくることが多く、これが「催告」に当たり、催告から6カ月経っても訴訟提起等がなされないような場合でない限り、残業代の消滅時効が中断されていることとなります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成